Reboot Care

デバイス補償規定

バージョン 1.1 ｜ 2026 年 11 月 4 日施行

enterprise.reboot-japan.com/reboot-care-overview/

第 1 条　概要

Reboot Care は、Reboot 株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するデバイス補償プログラムです。本規定は、個別契約において Reboot Care への加入が選択された利用者に適用されます。貸与期間中に貸与機器に生じた偶発的かつ予期しない物理的損傷に対し、本規定に定める範囲で補償を提供します。

Reboot Care は保険契約ではありません。当社が本サービスの一環として直接提供する補償制度です。

Reboot Care が適用されない場合（補償上限を超過した場合または補償対象外事由に該当する場合を含む）、利用者の責任は基本契約書第 11 条に準拠します。本規定は、基本契約書第 3 条第 2 項に定める諸規程として、本サービスの利用契約の内容を構成します。本規定において使用する用語は、本規定で別途定義する場合を除き、基本契約書におけるのと同じ意味を有します。

第 2 条　加入

- 利用者は、個別契約において Reboot Care への加入を選択した場合に限り、本規定の適用を受けます。
- Reboot Care は貸与機器本体のみを対象とします。充電ケーブル・画面保護フィルム・ケース・タブレットペン等の付属品・アクセサリーはいかなるインシデント区分においても補償対象外です。
- Care プランが「対象外」の貸与機器（商品ページに Reboot Care の対象外である旨を表示します）については、個別契約において Reboot Care への加入を選択することはできません。

第 3 条　補償内容

補償は、偶発的・非意図的な物理的損傷を対象とし、以下の 3 つのインシデント区分に従い提供されます。自己負担額および年間上限回数は、ローリング 12 ヶ月単位で適用されます。

インシデント種別	対象例	自己負担額（税込）	年間利用上限	補償
軽微インシデント	画面割れ（操作可能な場合） 背面ガラス破損 外装損傷 軽微なカメラレンズ破損 *バッテリー交換特典については第 5 条を参照*	**プレミアム ¥11,000** **スタンダード ¥11,000** **エコノミー ¥5,500**	12 ヶ月あたり 2 回	✓

インシデント種別	対象例	自己負担額（税込）	年間利用上限	補償
重大インシデント	水濡れ・液体接触による損傷 カメラ機能の故障 充電機能の故障 スピーカー・マイクの故障 フレーム変形による機能障害	**プレミアム ¥66,000** **スタンダード ¥44,000** **エコノミー ¥11,000**	12 ヶ月あたり 1 回	✓
全損	著しい破損 火災による損傷 回収不能な水没 第 7 条に定める全損の判定に該当する場合	*公開時価表に基づく額※*	-	-

※ 全損の場合の利用者負担額は、損傷確認時点において当社が公開する時価表に記載された貸与機器の時価相当額とします。support.reboot-japan.com にて公開されます。なお、同表は盗難・紛失時にも使用されます。時価表に記載された金額を超える費用の請求は行いません。

自己負担額について

- 貸与機器には、当社が機種ごとに Care プラン（プレミアム、スタンダード、エコノミーまたは対象外）を定めます。
- 軽微インシデントおよび重大インシデントの自己負担額は、Care プランに応じて上表の額とします。
- 貸与機器ごとの Care プランは、商品ページに表示するほか、個別契約（見積書および契約内容のお知らせ）に記載します。個別契約の期間中、当該貸与機器の Care プランおよび自己負担額は変更されません。

第 4 条　ローリング 12 ヶ月制度

年間インシデント上限は、暦年ではなく「ローリング 12 ヶ月単位」で判定されます。

- 上限回数に達しているか否かは、各インシデントの申告日から遡って 12 ヶ月の期間内に補償が適用されたインシデントの回数により判定します（ローリング 12 か月単位での判定）。
- いずれのローリング 12 ヶ月期間内においても、軽微インシデントは 2 回、重大インシデントは 1 回を上限とします。
- 軽微インシデントと重大インシデントの上限回数は、それぞれ独立して管理されます。
- 上限回数を超えるインシデントは補償対象外となります。上限を超過した場合、実際の修理費用または代替機器調達費用の全額を利用者が負担します。

第 5 条　バッテリー交換特典

Reboot Care には、インシデント区分とは独立した無償バッテリー交換特典が含まれます。自己負担額はかかりません。本特典の対象は、Care プランがプレミアムまたはスタンダードのスマートフォンおよびタブレットに限ります。

対象機器	スマートフォン、タブレット（Care プランがプレミアムまたはスタンダードのもの）
適用条件	バッテリー健全度がメーカーの規定する定格容量の 80％未満であること
自己負担額	**無償（¥0）**
利用上限	個別契約期間中に 1 回限り。
測定方法	検査時に当社の社内診断ツールで測定した値を唯一の判断基準とします。利用者の自己申告値は認められません。
申請手続き	インシデント申請と同じ検査・申請プロセスを経ます。enterprise.reboot-japan.com/reboot-care-overview/ よりお申し込みください。

バッテリー健全度が 80%以上の場合は通常使用による経年劣化とみなされ、本特典およびいかなるインシデント区分においても補償対象外となります。対象機器以外の貸与機器のバッテリー劣化は、本特典の対象外です。

第 6 条　インシデントの報告

利用者は、損傷を発見した日から 14 日以内にインシデントを報告する必要があります。発見日から 14 日を経過した後に申請された場合、補償は適用されません。

申請方法：

enterprise.reboot-japan.com/reboot-care-overview/ にアクセスし、申請フォームよりお手続きください。申請に必要な書類・審査期間等の詳細は同ページに記載されています。

サポート記事は support.reboot-japan.com をご確認ください。

発見日について

- 14 日間の申請期限は、損傷の原因となった事象が発生した日ではなく、利用者が損傷または不具合を最初に気づいた日を起算日とします。
- 利用者が申告した発見日を申請の根拠として受け付けます。

第 7 条　損傷確認および区分判定

- インシデント区分（軽微・重大・全損）は、当社または当社が指定する修理事業者が物理的な検査を実施した上で判定します。
- 修理見積額が貸与機器の時価相当額（第 3 条※の時価表に基づく額）の 75% を超える場合、またはメーカー（もしくは当社が指定する修理事業者）が修理不能と判断した場合、全損として扱います。それ以外の場合は、損傷の程度に応じて重大インシデントまたは軽微インシデントとして区分します。
- 修理見積は当社が取得します。利用者が自ら見積を取得し、提出することはできません。

- 検査および見積に要する費用は当社が負担します。全損と判定された場合も、これらの費用を利用者に請求することはありません。
- 判定結果および適用される自己負担額は、enterprise.reboot-japan.com/reboot-care-overview/ に記載の申請プロセスに基づき、合理的な期間内に利用者へ通知します。

異議申し立て

損傷の判定結果またはインシデント区分に異議がある利用者は、判定結果の通知を受領した日から 7 日以内に、サポートメールにて書面による異議申し立てを行うことができます。当社は 10 営業日以内に再審査を実施し、結果を回答します。サポートへの連絡先および異議申し立て手続きの詳細は、support.reboot-japan.com をご確認ください。

第 8 条　インシデント後の貸与機器返送

- 返送が必要な場合、当社は利用者に対して 30 日間の返送期限を明示した書面による通知を行います。
- 合理的な理由なく 30 日間の通知期限内に貸与機器が返送されない場合、当社は貸与機器を紛失または返却不能として扱うことができ、基本契約書第 11 条に基づく利用者の義務が適用されます。

第 9 条　代替機器の貸与

- 利用者の貸与機器の確認または修理期間中、当社の裁量により代替機器を提供する場合があります。
- 代替機器の提供にあたり、保証金の支払いを求める場合があります。保証金の金額は、提供時にお知らせします。
- 当社からの書面による返却要請から 30 日以内に代替機器が返却されない場合、当該代替機器の時価相当額（当社が公開する時価表に基づく）を利用者に請求します。支払済みの保証金は、この請求額に充当されます。

第 10 条　補償対象外事由

以下の事由は Reboot Care の補償対象外となります。補償対象外事由に該当する場合、利用者の責任は基本契約書第 11 条に準拠します。

常時対象外

- 故意による損傷
- 詐欺または不正申請
- 当社が手配または承認していない修理・改造・改変
- 通常使用による経年劣化
- バッテリー健全度が 80%以上の場合のバッテリー劣化（第 5 条に定めるバッテリー交換特典の適用条件である 80％未満を満たさない場合）
- 貸与機器の機能に影響を及ぼさない外観上の損傷（軽微な傷・すり傷等）

- 貸与機器の紛失
- 貸与機器の盗難
- ソフトウェアの問題、データの消失またはマルウェアによる損害
- 非純正または非推奨アクセサリー・周辺機器の使用による損傷

状況による対象外

- 日本国外で発生した損傷
- インシデント申告時点で本サービスの利用契約に基づく利用料金等の未払いがある場合の貸与機器の損傷
- 利用者が貸与機器を貸し与えまたは使用させた第三者による損傷（基本契約書第 20 条に定める禁止事項に該当する行為）
- 貸与機器の到着後、基本契約書第 8 条第 1 項に定める期間内に当社へ申告されなかった既存の損傷
- 基本契約書第 11 条第 4 項に定める事由

第 11 条　基本契約書との関係

Reboot Care は、基本契約書第 11 条に定める利用者の基本的な責任に対する、定義された例外として機能します。Reboot Care の補償が適用され、かつ利用者がすべての条件（期限内の申告、自己負担額の支払い、貸与機器の返送）を履行した場合、自己負担額を超える費用は当社が負担します。

補償対象外事由の該当、上限回数の超過、または申告・手続き要件の不履行により Reboot Care が適用されない場合、基本契約書第 11 条のすべての条項が変更なく適用されます。

Reboot Care は、基本契約書の他のいかなる条項も変更・制限・優先するものではありません。

第 12 条　規定の改定および過去バージョン

本規定の変更は、当社と利用者との間の合意により行うものとし、変更後の本規定は、当事者間で別途合意した効力発生日から適用されます。

本規定（バージョン 1.1）は、施行日以後に締結された個別契約に適用されます。施行日より前に締結された個別契約には、締結時点のバージョンの規定が引き続き適用されます。

本規定の過去バージョンは参照用として、enterprise.reboot-japan.com/reboot-care-overview/ よりご確認いただけます。